

盛岡藩領における元禄十五年の飢饉

細井 計

（一九九七年六月三〇日受理）

はじめに

凶作とは農作物の稔が非常に悪い状態をさすが、その原因としては霖雨・低温などによる冷害をはじめ、早魃・風水害・病虫害・霜害などの自然的な災害を中心として、時には野獣による被害の場合もあった。この凶作を契機にして、食糧が欠乏し多数の飢人と餓死者を出す現象を飢饉というが、この現象は前近代社会における人為的な災害ともいってよい。

「きんぱんは人間世界の大変也」といった鈴木正長は、「下野黒羽之執政、而夙有循吏之誉」と評された人物である。その彼は飢饉の対策として、

人たるもの一生の間に憂とすべき事多しといへども、その中に饑饉を第一とせり、これに越し大難はなし、むかしより度々ありし事たれば、書物にかきもつたはり、又は年よりの物語にもする事なれば、此用心をしてきんぱんに備べき食物の貯を、かねてより設置べき事也。

と、貯穀の必要を力説している。

記録の上から知られる日本の飢饉は、欽明天皇二十八年（五六七）から明治二年（一八六九）までの間に大小合わせて二二五回、このうち江戸時代（慶長八年、一六〇三）慶応四年、一八六八）の二六五年間だけでも三五回に達するといふ。この数字によれば、七〇八年に一度の割合で飢饉に襲われたことになる。さらに「農諭」をみると、「近ければ三、四十年の間にあり、遠くとも五、六十年の内には来るとおもふべし」と指摘されているように、一般に近世の飢饉は周期的に襲来したといわれている。中でも享保・天明・天保の飢饉は近世の三大飢饉といわれ、これに宝暦五年（一七五五）の大飢饉を加えれば四大飢饉ということになる。

盛岡藩領の不作の発生回数を見ると、江戸時代を通じた二六五年間に大小合わせて九二回に達している。これは実に三年に一度の割合で不作に見舞われたことを意味している。北奥という寒冷地における水稻経営が、科学的知識や農業技術の未発達とあいまって、いかに不安定であったかを示しているといえよう。減作率が前年比五〇パーセント以上の凶作年は、四年に一度の割合で発生し、さらに飢饉化した年は一七回を数える。これは一六年に

一度の割合で大凶作・飢饉に襲われたことになる。そのうちでも特に、元禄・宝暦・天明・天保の飢饉は被害が甚大で、盛岡藩の四大飢饉と称されている。

筆者はかつて別の機会に、盛岡藩領における元禄八年（一六九五）の飢饉に焦点をあてて考察すると共に、同十三年の不作までを取り上げて検討したことがある。

元禄年間（一六八八〜一七〇四）の盛岡藩主は、寛文四年（一六六四）から元禄五年（一六九〇）まで在職した四代南部重信（大膳大夫、大源院）、ついで元禄五年から同十五年まで在職した五代行信（信濃守、徳雲院）、そして元禄十五年から宝永四年（一七〇七）まで在職した六代信恩（備後守、靈巖院）の三人であった。ちなみにこれらの藩主の没年をみると、重信が元禄十五年六月十八日に八七歳で没し、行信は同年十月十一日（六一歳）、信恩は宝永四年十二月八日に三〇歳の若さで没しているので、この元禄・宝永年間（一六八八〜一七一）は盛岡藩にとっては大変な時代であったといえよう。

さて、重信が藩主であった元禄初年頃は、元禄元年（一六八八）と二年が不作、同五年が凶作であったが、とりたてて問題となるようなこともなかった。しかし行信が五代藩主に就任した元禄五年以降は、同六年、十年、十一年、十六年の四か年を除くと、あとは連年不作と凶作が続き、同八年と十五年はついに飢饉となった。

そこで元禄八年の飢饉については別稿に譲り、本稿では、同十五年の飢饉に焦点をあてて考察すると共に、その前後の年も取り上げて具体的に検討することしよう。その際、主として盛岡藩家老席日誌である「雑書」をおして具体的に考察することにする。なお、この「雑書」については、これまで多くの人々の協力を得て、現在、筆者が責任校閲したものが、『盛岡藩雑書』として

第九卷（宝永四〜七年）まで刊行されているので、本稿ではこの刊本を利用することにする。

第一節 飢饉を生みだす要因

北奥に位置する盛岡藩は、南の仙台藩境から北は下北半島に至る広大な所領を有していたが、そのほとんどが山林原野によって占められていたため、耕地は思いのほか少なかった。その耕地ですら生産力の低い状態にあった。しかも、天候・気象に起因する自然的な条件や農業技術の未成熟な発達段階などから考えると、盛岡藩領、とりわけ盛岡以北は水稻経営の限界といってもよい地帯に属していた。それにもかかわらず、盛岡藩がつねに財政的基盤を水稻生産力に求め、畑作よりも水田を中心とした水稻経営を強制したのは、当時の幕藩社会が石高制に基づいていたからであり、そのため盛岡藩では気象条件に左右されて、畑作よりも田作を中心に凶作の発生率が高くなったのである。

そのうえ盛岡藩では、徳川家康の側近であった本多正信の著といわれる『本佐録』に、

百姓は天下の根本也、是を治るに法有、先一人／＼の田地の境目を能立て、扱一年の入用作食をつもらせ、其余を年貢に収へし、百姓は財の余らぬ様に不足なき様に、治る事道なり、毎年立毛の上を以納事、古の聖人の法也。

と記されているように、剰余部分をすべて年貢として収奪しようとする江戸幕府の農民政策を最も忠実に実行したので、「農は納なり」という言葉のごとく、重税にあえいでいた農民の生活は苦しく、そのために凶作の程度は軽くとも、常に飢饉に転化する恐

れをはらんでいたのである。

飢饉は主として自然的な災害に基づく凶作を契機として、食料の欠乏が原因となって多数の飢人や餓死者を出す現象であるが、しかし、それは単に自然的な災害だけに起因するのではなく、前近代社会における科学的知識や農業技術の未発達、さらには政治・経済といった諸制度とも密接な関連をもっていた。

江戸時代の領主権力は、幕藩制的市場構造の特質に規定されて、飢饉移出ともいへべき領内米の江戸や上方への販売を余儀なくされていた。そして、このことが飢饉を生み出す重要な原因の一つとなっていたのである。一方、凶作時に実施された大名領ごとの津留が、他領の飢饉をいっそう激化させたことも周知の事実である。また、凶作や飢饉の対策にしても、それが領主単位で個別に行われたために、政策のいかんによっては飢饉の程度も大きく異っていた。これらのことを考え合わせると、飢饉は幕藩領主支配のあり方とも深くかかわっており、そういう意味で、前近代社会における人為的な災害であったともいえることができる。

第二節 元禄七年から同十三年までの概況

元禄七年（一六九四）から同十三年までの様子について、別稿をもとに概観しておこう。元禄七年の盛岡藩領は霖雨・早冷が原因で凶作となった。次いで翌八年は夏中から冷気が強く小袖を着用し、土用中に霜が降って北風が強いという、典型的な霖雨・早冷による冷害がもとで、ついに飢饉となり、米価が高騰した。

そのため領内の各代官に対して、米雑穀等の他領出し禁止、貯穀奨励、他領者の領内逗留禁止、酒造の厳禁などを伝達すると共に、城下の庶民救済のため十三日町・紺屋町・田町・油町などで払米を実施し、さらに鍛冶町と寺町で盛岡御蔵米を小売りさせ

た。

この元禄八年は典型的な冷害によって、稲の成長が悪かったため実も入らず、元禄七年までは例年三斗七升入の俵で一四万俵（五万二八〇〇石）ほど所務（年貢納入）していたのに対して、検見の結果では、ようやく四万俵（二万四八〇〇石）も出るかどうかといった状況で、大凶作・飢饉となった。そのため来春（元禄九年）の参勤を免除された盛岡藩では、その費用をもって飢人の救済に当たったので、餓死者はほとんどなかったようである。

元禄九年（一六九六）は作柄は良かったようであるが、前年の影響を強く受けていたので、代官所管内以外への農民の他出禁止、徒者の防止、火の用心などを代官自からがその管内を巡廻して申し付けるように令した。そしてまた、餓死人の防止と他領者の本所への返送、さらには寄合・徒党の禁止を伝えると共に、たとえ徒者の同類であっても訴人となることを奨励していた。

この元禄九年から同十一年までは作柄も良かったようで、大体一二〜三万俵の年貢収納があった。ところが元禄十二年になると、霖雨・早冷が原因で再び大凶作となり、例年（二四万俵）に比べて年貢米が六万六〇二〇俵も不足するに至った。そのため領内の総代官に対しては、米雑穀の他領出し禁止、助命用の貯穀奨励、領内での穀物販売の奨励、他領者の本所への返送、例年の五分の四の酒造制限、農民の他出禁止、火の用心、徒党・博奕の禁止などが申し渡された。

元禄十三年は不作であったが、前年の影響が強かったので、元禄九年に出され触とほぼ同様な内容のほかに、伊勢参りなどの他出と酒造が禁止された。そして元禄十二年の大凶作によって発生した飢人は、翌年二月十九日までの間に一万四三二二人、同年三月までで二万七八六人に達していた。この飢人数は藩から救助米が支給されたもののみであるから、現実にはそれ以上になっていた。

